

心身に一定程度の障害を有する 児童を養育するひとり親家庭の皆様へ



○ 令和8年4月1日より、県内一部地域にお住まいの

1. **心身に一定程度の障害**（特別児童扶養手当受給程度※）**のある18歳から20歳までの児童**
2. **上記1の児童を養育する保護者**（養育者含む）

は医療費の助成を受けることができるようになります。※

※ 障害の程度は特別児童扶養手当1級または2級相当です。
また、本事業は児童扶養手当の支給要件に準じた所得制限を設けています。

助成対象者

- ✓ 母子家庭の母と児童
- ✓ 父子家庭の父と児童
- ✓ 養育者が養育する父母のない児童
- ✓ 養育者本人
(主な生計維持者一人)

【児童（見直し前）】

- ・ 18歳に達する年度の3月31日までにある者



【児童（見直し後）】

- ・ 18歳に達する年度の末日までにある者
- ・ **心身に一定程度の障害のある18歳を過ぎて20歳になる月の末日までにある者**

- 児童扶養手当を受給している18歳から20歳未満の児童のいるひとり親家庭等は、
■ 新たに本事業の助成対象となる可能性があります。

助成を受けることができる費用

- 各医療保険診療にかかる自己負担分から、一部負担金を引いた額が助成されます。
また、医療費が高額になり、加入する保険者等から高額療養費や付加給付金等が支給される場合は、その額を控除した額を助成します。

申請方法等

- 助成対象に該当するかどうかは、お住まいの（住民票のある）市町村によって異なります。
○ 制度の内容等に関する詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。